

# 令和6年2月議会 予算特別委員会 資料

## 【議案第1号】

令和6年度北九州市一般会計予算について（消防局所管分）

1 歳入予算額 . . . P 2

2 歳出予算額 . . . P 2

参考 消防局主要事務事業の概要 . . . P 3～4

## 【議案第32号】

北九州市手数料条例の一部改正について（消防局所管分）

. . . P 5～6

## 【議案第65号】

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

. . . P 7

消防局

議案第1号

令和6年度北九州市一般会計予算について（消防局所管分）

1 歳入予算額

(単位：千円)

款	項	目	節	本 年 度	前 年 度	比 較
17	1	11	1 消 防 使 用 料	2,385	877	1,508
	2	9	1 消 防 手 数 料	41,432	41,115	317
18	1	3	1 消 防 費 負 担 金 (国)	7,152	7,309	△ 157
	2	11	1 消 防 費 補 助 金 (国)	22,786	45,396	△ 22,610
	3	6	1 消 防 費 委 託 金 (国)	3,000	3,000	0
19	2	9	1 消 防 費 補 助 金 (県)	136,709	135,959	750
20	1	1	1 土 地 貸 付 収 入	2,271	2,225	46
			2 建 物 貸 付 収 入	5,712	5,938	△ 226
22	2	18	1 退 職 手 当 基 金 繰 入 金	182,502	0	182,502
24	6	4	30 消 防 費 雑 入	110,311	102,139	8,172
25	1	10	1 消 防 債	1,608,600	807,800	800,800
計				2,122,860	1,151,758	971,102

2 歳出予算額

12款1項 消防費

(単位：千円)

目	本 年 度	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 消防職員費	9,762,817 (449,858)			194,429	9,568,388	消防関係職員給与費
2 常備消防費	831,856 (△4,182)	26,702		90,384	714,770	○常備活動経費 226,505 ○予防行政経費 38,477 ○職員研修経費 39,280 ○その他経費 527,594
3 非常備消防費	400,983 (△6,461)	4,886		59,800	336,297	消防団活動に要する経費
4 消防施設費	2,221,021 (1,018,738)	138,059	1,608,600		474,362	○常備消防施設整備費 2,001,153 ・車両購入経費等 1,364,185 ・その他経費 636,968 ○非常備消防施設整備費 219,868
計	13,216,677 (1,457,953)	169,647	1,608,600	344,613	11,093,817	

( ) は前年度比



(単位：千円)

事務事業名	事業概要	予算額
<b>火災予防対策の強化</b>		
⑧ 火災予防対策の強化 【2目 常備消防費】	木造の市場・商店街が密集する地域の火災を防ぐため、地域ぐるみの防火訓練や「防火指導員」による映像を用いた啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置や交換等を促進する。	8,925
⑨ 防火査察の強化 【2目 常備消防費】	木造の市場・商店街が密集する地域における火災予防対策の強化を図るため、防火指導及び違反是正の推進を図る。	21,296
<b>地域における災害対応力の向上</b>		
⑩ 消防団の充実強化 【3目 非常備消防費】 【4目 消防施設費】	老朽化した消防団施設の建替えを計画的に進めるとともに、防火服やヘルメット、安全靴など、装備の充実を図る。また、消防団員の活動を積極的にPRするなど、消防団への入団促進を図る。  ◆八幡東消防団第1分団本部建替え（平野二丁目）	361,516  (他に債務負担 27,500)
⑪ いきいき安心訪問の 推進 【3目 非常備消防費】	高齢者の安全・安心の向上を図るため、消防団員が一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災などの啓発や、簡単な身の回りのお世話、福祉相談の関係機関への伝達などを行う。  ◆令和6年度の訪問予定数 2,304世帯	7,488
⑫ 市民防災活動への支援 【2目 常備消防費】	災害に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域の自主防災力を向上させるため、「市民防災会」への防災リーダー研修の実施や、地域で開催される防災訓練の支援を行う。	6,500
⑬ あんしん通報システムの 運用 【2目 常備消防費】	高齢者世帯等を対象として、火災センサーの感知やボタンを押すことで緊急通報できる装置を設置し、緊急時、より迅速に消火・救急活動ができる体制づくりに取り組む。	417 ※上記の他、 保健福祉局所管分 (介護保険特別会計) 52,500

## 議案第32号

### 北九州市手数料条例の一部改正について（消防局所管分）

#### （1）改正理由

地方公共団体が徴収する手数料の金額については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（以下「標準政令」という。）にその標準額が定められている。

今回、標準政令に規定される手数料の金額の一部が改正されたため、北九州市手数料条例の一部改正を行うもの。

#### （2）改正内容

##### ア 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請について

消防法で規制される危険物施設のうち、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」及び「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」に係る、設置の許可申請に対する審査手数料について、審査時間の増加、並びに人件費単価及び物価の変動に伴い、審査に要する人件費等が増加した。

これにより、標準政令に規定される手数料の金額が改正されたため、手数料条例の該当部分を改正するもの。

下表のとおり、タンクの貯蔵最大数量の区分に応じてそれぞれ増額する。

（おおむね2割強の増額）



浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

出典：「プラントにおけるドローン活用事例集」  
（総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000608704.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000608704.pdf)

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請手数料

危険物の貯蔵最大数量 (kℓ)	現行 (円/件)	改正後 (円/件)	増減 (円)
1,000 以上 5,000 未満	1,180,000	1,450,000	270,000
5,000 以上 10,000 未満	1,410,000	1,720,000	310,000
10,000 以上 50,000 未満	1,590,000	1,920,000	330,000
50,000 以上 100,000 未満	1,950,000	2,360,000	410,000
100,000 以上 200,000 未満	2,270,000	2,740,000	470,000
200,000 以上 300,000 未満	4,550,000	5,640,000	1,090,000
300,000 以上 400,000 未満	5,820,000	7,240,000	1,420,000
400,000 以上	7,070,000	8,790,000	1,720,000

イ 液化石油ガスのタンクローリーの用途追加に係る手数料減額について

タンクローリーを用いて民家や集合住宅に液化石油ガスを充填する場合、事業者は当該車両ごとに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づく市長の許可を受ける必要がある。

また、当該タンクローリーを、工場等への充填にも使用する場合、「高圧ガス保安法」（以下「高圧法」という。）に基づく許可を重ねて受ける必要がある。

今回の改正は、事業者の経済的な負担軽減を図るため、「液石法」により許可を受けているタンクローリーについて、「高圧法」による許可を受ける場合に係る申請手数料を減額するものである。

	イメージ図		手数料
液石法		 民家や集合住宅	28,000円
高圧法	タンクローリー	用途追加  工場	【減額】 21,000円 ↓ <u>6,000円</u>

(3) 施行期日

令和6年4月1日（改正標準政令の施行日と同日）

# 議案第65号

## 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

### 1 改正理由

本市の非常勤の消防団員等に係る公務災害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）で定める基準に従い、北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第30号。以下「条例」という。）で定めている。

令和5年11月24日に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部が改正されたことを受け、基準政令で定める非常勤の消防団員等に係る公務災害補償（療養補償及び介護補償を除く。）の算定の基礎となる額（以下「補償基礎額」という。）が改定されることとなったため、条例についても同様の改正を行うものである。（基準政令の公布日：令和6年2月9日）

### 2 改正内容（第3条第2項関係）

(1) 別表に規定する補償基礎額について、次のとおり改定する。（第1号、別表関係）

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
消防団長及び副団長	12,440円 → <u>12,500円</u>	13,320円 → <u>13,350円</u>	14,200円 →改定なし
分団長及び副分団長	10,670円 → <u>10,800円</u>	11,550円 → <u>11,650円</u>	12,440円 → <u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	8,900円 → <u>9,100円</u>	9,790円 → <u>9,950円</u>	10,670円 → <u>10,800円</u>

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者に係る補償基礎額の最低額を、8,900円から9,100円に引き上げる。（第2号関係）

### 3 施行期日

令和6年4月1日（基準政令の施行日と同日）